

- カナダ中銀が、10月24日に金融政策決定会合を開催。利上げを実施
- カナダと米国が、NAFTA再交渉で大筋合意
- 今後、カナダ中銀は物価動向などを見ながら、追加利上げを模索していくものとみられる

カナダ中銀が、利上げを実施

カナダ中銀（以下、中銀）は、10月24日の金融政策決定会合において、政策金利（翌日物金利）の誘導目標を1.50%から1.75%へ引き上げました（図表1）。

良好な雇用環境を背景とした物価の高めの推移に加え（図表2）、北米自由貿易協定（NAFTA）に代わる新協定の大枠が固まり、先行き不透明感が大幅に後退したことが、中銀に利上げを促したものとみられます。中銀は声明文で、「新たな協定により、企業家心理や投資への重しとなってきた北米通商政策の不透明感は縮小するだろう」との認識を示しています。

カナダと米国が、NAFTA再交渉で大筋合意

9月30日、カナダと米国はNAFTA見直し交渉で大筋合意に達し、米国、カナダ、メキシコの三カ国協定の枠組みが維持されることになりました。

米国とカナダの交渉で主要な争点となっていた乳製品ではカナダが市場開放で一定の譲歩をすることとなり、自動車では年間260万台の対米自動車輸出の無税枠が設定されました。また、新協定には自動車部材の域内調達比率の引き上げ（62.5%→75%）も盛り込まれました。旧協定に比べ、カナダにとっては厳しい内容といえます。

しかしながら、一時はカナダが三カ国協定から排除され、米国への輸出に高率の関税が課される可能性が出ていました。投資などへの悪影響が懸念されていただけに、三カ国協定が維持されたことによって、カナダ経済への負の影響は緩和された格好です。

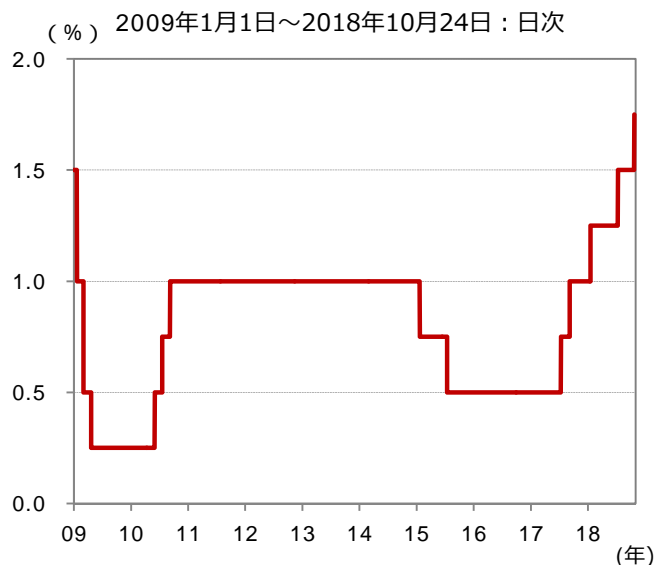
中銀は物価動向などを見ながら、追加利上げを模索へ

10月24日に中銀が公表した経済見通しによれば、7-9月期のカナダの実質GDP成長率は前期比年率+1.8%、10-12月期は同+2.3%と堅調を維持する見込みです。こうした中、今年の消費者物価上昇率は前年比+2.4%と昨年の同+1.6%から加速を予想しています。

ウィルキンス上級副総裁によれば、中銀は政策金利の中立的な水準が、現在は2.5~3.5%のレンジにあるとみています。今後、中銀は物価動向などを見ながら、追加利上げを模索していくものとみられます。

（調査グループ 小澤高典 12時執筆）

図表1 カナダ政策金利



図表2 カナダ消費者物価と失業率



上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.78%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限 年率2.6824%（税込）

上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

■ その他費用・手数料

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。